

答申第 776 号

諮問第 1326 号

件名：死体解剖報告書の不開示決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、死体解剖報告書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたこと及び別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 10 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 21 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

不開示情報は、愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項にも第 7 条第 2 号にもともに該当しない。

愛知県が監察医務を行なうことが法定されているにもかかわらず当該請求情報を有していないとは、情報の検索が不十分であるか、または、当該請求の対象情報が情報公開請求の対象外であるとの適用をすることが不当である。当該情報には個人の氏名等が記載されていると推測されるが、その箇所のみ黒塗りにした上で残りの薬物関連の情報を公開することは、個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

実際、監察医制度が現存する東京 23 区・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市のうち、東京都や大阪府や兵庫県は、当該情報に相当する情報を公開している。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提

出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件行政文書について

本件請求内容は、一般に法医学の本でも公開されており、大学図書館や公共図書館でも所蔵が見られる。

行政解剖が公衆衛生向上の観点から死因を特定するための原因を探すことを目的としているから、死体解剖報告書であれ、死体検案書であれ、本件開示請求の対象文書は、公益性が極めて高い文書であると言える。氏名や住所といった私的要素を非開示としたうえで、その残余を公開すれば、死者のプライバシーや遺族のプライバシーがことさらに暴かれたことにはならない。

処分庁の主張どおり、情報開示の適否は、各自治体の定める情報公開条例の規定に依拠して判断される。情報公開は、諸地方公共団体が全く同一の条例に基づいているわけではないのである。しかし、たとえば、裁判では、同様の事件に関して名古屋地裁での判決はその後の横浜地裁での判決や札幌高裁での判決にも影響される。本諮問事件について、各自治体で同様の性質がある条例は情報公開条例に当たる。東京都、大阪府、兵庫県が東京都情報公開条例、大阪府情報公開条例、兵庫県情報公開条例の各規程に依拠して監察医務に関する情報を開示していることと異なり、処分庁は、愛知県のみが特別に、東京都、大阪府、兵庫県では公開している情報に相当する情報を非開示にする、相当かつ十分な根拠を示していない。むしろ、愛知県情報公開条例は、東京都情報公開条例、大阪府情報公開条例、兵庫県情報公開条例と全く同文ではないが、本件の情報公開に関しては、内実の決定的な相違点が条文上、存在しない。

東京都監察医務院は、本件開示請求に相当する情報をウェブサイト上で公開している。

大阪府監察医事務所は、情報公開請求を行なわずとも、口頭で情報の入手を求めた者にも監察医務情報を提供している。それは、大学の図書館や警察にも提供しており、一度開示請求があつてその後もすでに何度も情報を提供したことがあるので、公になっている情報に当たるからとのことであつた。大阪府は、本件開示請求対象情報に相当する情報を個人に関する情報であっても裁量として開示したというわけではなく、そもそも本件開示請求対象情報に相当する情報を個人に関する情報ではないから公開しているのである。

兵庫県監察医務室は、本件開示請求に相当する情報をウェブサイト

上で公開している。

それらのことから、本件の情報公開請求の対象情報は、愛知県情報公開条例の第7条の第1号から第6号のいずれにも該当しない。また、たとえ該当したとしても、第2号ただし書きイロハニ、第3号ただし書き全てに該当する。そして、特に法律や慣例としても公になっているとも言える。

さらに、兵庫県監察医務室によれば、不慮の中毒死は全て睡眠薬・向精神薬が原因であった。

したがって、眠剤・向精神薬に関する本件情報公開請求の対象情報は、人の生命、身体、健康生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当する。

さらに、処分庁も意見書において認めるとおり、死者のプライバシーも保護すべきプライバシーに含まれる。それでもなお、他の自治体における監察医務担当の長や国立国会図書館や出版社等も、目下、死者個人の権利利益を侵害しているとは認めていないのである。異議申立人が監察医務記録について特定の県立図書館に依頼したレファレンスに対して同図書館からあった回答によれば、同図書館だけではなく、国立国会図書館も協力して、本件開示請求に相当する情報が記載されている文書を探して教えてくれたのである。現に個人の権利利益を害している文書であるならば、このような行政行為は行われない。ゆえに、非開示とされた情報が公開になっても個人の権利利益を害する客観的具体的なおそれがあるとは言えず、個人名等を伏せた薬物関連のデータを公開すべきである。

そのうえ、一般に他人に知られたくない情報や個人の人格と密接に関連している情報といった、個人が特定されなくとも、なお、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがある情報にも該当しない。たとえ該当したとしても、ただし書きに該当する。行政側によって、人格と密接に関係した情報と看做されがちな情報の具体例として、遺体における薬物関係のデータを除けば、カルテや反省文が代表的な情報として挙げられよう。情報公開法の識者たちも、カルテは開示請求することができると複数回にわたって明言している。他の自治体においても、パブリックコメントに対する回答として、反省文は一律に非開示とはしないと明記した。個別具体的に開示非開示を決定するならば、他の監察医務制度が現存する自治体による判断等に則っても当該情報は、開示すべきである。

他の自治体において監察医務記録や鑑定結果に基づいて制作された統計等は公開されており、個人が特定できない範囲で薬物関連の情報を開示しても、プライバシー情報（他人に知られたくない個人情報）の新規の開示という側面は無いに等しく、故人や遺族のプライバシーが暴かれたというものでは断じてない。

氏名を伏せれば、居住地域のうち都道府県や市区町村まで公開しても個人の正当な権利利益を侵害したことになる。国民の生き死にに直接の影響を与える医療に関する情報は、本件を含めて最大限の開示をすべきである。

死亡場所は、本件開示請求の対象情報が薬物関連データであるという性質上、総合病院、精神科病院、児童養護施設、老人ホームといった医療施設・福祉施設であるという可能性が高い。死亡場所まで開示することは障害者や患者や児童や高齢者等の人権を擁護し、障害者や患者等に関する基本的人権である生存権、勤労権、幸福追求権の問題そのものであることから、その情報を持っている行政機関等がそれを秘匿すべきであるとの決定をすることは認められない。

性別は、向精神薬が投与されることになる疾患では、アスペルガー障害は男性に多く思考および行動の傾向に男女差も見られ、注意欠陥多動性障害も男児に多く、抗癌剤が投与される疾患では乳癌は女性に多くなっているといった著しい性差が見られるが、アスペルガー障害の女性や注意欠陥多動性障害の女兒や乳癌の男性は少ないながらも存在するから、少数派の人権擁護のためにも性別まで含めて開示すべきである。

処分庁によって非開示と決定処分された情報が処分庁からの理由説明書において愛知県情報公開条例第7条第2号ただし書きニに該当しないことは明らかであると主張されている。しかし、執刀医および御遺体が、愛知県のいずれかの実施機関が行なう事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合にあたり、当該情報が条例の目的に即し公にすることが特に必要であるものとして実施機関の規則（警察本部長にあつては、公安委員会規則。第23条第2項及び第3項並びに第27条において同じ。）で定める情報に該当するから、当該情報のうち、執刀医の役職やその所属の医療機関・研究機関における役職及び執刀医の氏名ならびに当該予算執行の内容に係る部分すなわち本件開示請求の大部分を開示すべきである。なお、御遺体の氏名や連絡先は除く。解剖等は行政行為であり、執刀医に対する対価・報酬は議会

によって承認された予算から支出されるのである。

(イ) 本件請求対象文書について

開示請求内容が大変に改変されていることを深刻に懸念する。処分庁の主張する本件開示請求の請求内容は、異議申立人が当初、開示請求書に記載した請求内容から乖離しているのである。当初の開示請求の内容は、開示請求書のとおりである。

異議申立人は、開示請求書において、対象情報を廃棄したと示す情報および保存期間・分類等に関する情報も対象に含めているから、対象情報の一部を廃棄したと示す情報および保存期間・分類等に関する情報も開示対象に含めたいという趣旨で情報公開審査を開始していただきたい。

そして、先述のとおり、本件の請求対象が不当に限定されて特定されている。請求書の「愛知県の全ての実施機関が保有している情報のうち、監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。」という記載から、請求対象を「中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。」に局限して、死体解剖報告書および「監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ」の記載された文書のみが請求対象であると解釈することは不当である。監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータは、いずれも、あくまで具体例であって具体化ではない。例示より他にも請求情報があるのであるが、異議申立人には具体的には把握ができていないため、例示した情報に類する情報があればそれらも開示対象に含めたいという趣旨で「その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。」とも記載したのである。なお、特定すべき文書は他に、死体検案調書、死亡診断書、犯罪死体・変死体に司法解剖の結果を記載した鑑定書等が考えられる。

死因に対して合理的な説明ができない場合は、変死という扱いになる。監察医務という行政行為を経てもなお、年間 15 万人ほどは変死という扱いのままであり、死因が特定できないのである。本件の開示請求は薬物データを広く請求対象に含めた。WHO も変死者のうち半数は自殺者として算入すると規定し総務省も援用しているうえに、自殺者・変死者のうち当然に医薬品の過量服薬や医薬品の副作用・離脱症状によって死亡した方々も存在するのだから、変死者だからといって、本件請求の対象外と解することは不当である。種々の医薬品添付文書には、副作用欄に死亡と明記されているのであり、実際に医薬品という薬物によって死亡している。

次に、犯罪性であれ非犯罪性であれ監察医務記録等も、犯罪死体・変死体に関して司法解剖の結果を記載した鑑定書等とともに、愛知県情報公開条例第 29 条(1)に規定される適用除外とされる「刑事訴訟に関する書類」には該当しない。

第一に、鑑定書等の作成取得に至る経緯やその記載内容や文書の性質からして、行政文書に該当する。

なぜならば、愛知県個人情報保護条例で適用除外を定めた第 44 条と第 53 条によると、訴訟に関する書類に記録されている個人情報、一律には適用除外に該当していない。そして、鑑定書等は適用除外の部分ではない。つまり、個人情報開示請求の対象となっているから、行政文書ということである。さらに、本件の情報公開請求は、遺体の氏名や住所といった個人情報を記した部分を予め請求対象に含めていないのであるから、原処分において特定されなかったか、または、適用の対象外とされた情報に愛知県情報公開条例の規定を適用して全部開示すべきである。

第二に、本件は、個別の事件について鑑定書等自体を開示請求したわけではなく、監察医務記録や鑑定書等に記載された薬物関係のデータの部分を一切開示請求したのである。御検体個人の氏名や住所といった個人を識別できる情報を除いて、性別や年齢を含めて全てを開示すべきである。

証拠品係事務官が作成する領置票「平成 14 年度（行情）答申第 136 号」といった文書の開示請求に対して、情報公開審査会は、刑事訴訟に関する書類には該当せず、情報公開法によって規定する行政文書であると答申している。情報公開における原則公開の規定からも、本件情報公開の対象文書すなわち薬物関連の情報を全部開示すべきである。

たとえば、処分庁が、職員が監察医務記録や鑑定書等を作成した時間帯は、休暇取得中や勤務時間外であることあるいは非常勤の公務員であることを理由にして個人の活動であると主張するとしても、次の諸点から総合的に判断すれば、当該職員の監察医務記録や鑑定書作成業務は個人の活動とは見えない。

a 根拠法規

刑事訴訟法 168 条 1 項「鑑定人による死体の解剖」、同法 229 条「検視」だけではなく、死体解剖保存法の規定にも依拠している。ゆえに、死体解剖保存法に依拠する限り、刑事訴訟に関する書類として一律に法の適用対象外とすることはできないだけでなく、明らかに行政文書である。

b 記載内容・性質

記載内容・性質は、当該職員が公務員から行政文書によって法医学という職務を執行するよう命じられた行為であり、その行為の性質は公務そのものである。

c 依頼者

警察署長は、死体解剖の依頼者にあたり、当該職員に公の立場での執刀を依頼したものである。

d 当該執刀者

当該職員は、公的立場で解剖を行ったのである。

(ウ) その他

処分庁による不開示理由説明書によれば、委員の誤解を招く記述が散見される。

さらには、本開示請求は知事部局に限定していると処分庁には解釈されているようであるが、異議申立人は開示請求書に「愛知県の全ての実施機関が保有している情報のうち」や「愛知県の実施機関に関して事案の移送もお願いいたします。」と明記したうえで、電話でも口頭で事案の移送について複数回にわたって質問・指摘している。具体的には、他の実施機関は愛知県警察を差し、愛知県警とも本件開示請求について電話で遣り取りを繰り返した。処分庁以外に当該文書を保有している可能性がある実施機関は愛知県警であることは、処分庁自らが異議申立人に明示したことであり、結局は事案を移送しなかったわけであるが、県警も処分庁も異議申立人に対する電話連絡において、処分庁と県警との双方が本件開示請求の対象情報に深く関与していることから、本件開示請求について連絡を取り合っていると伝えてきた。

本開示請求が知事部局以外に県警とも関係していることは、処分庁も県警もともに知っているのである。異議申立人が開示請求書に知事宛てのみで記載したからといって、処分庁が異議申立人から他に当該情報を保有している実施機関があるか否かを問われて、処分庁がその際に異議申立人から他に当該情報を保有している実施機関があれば請求の宛先に含めると伝えられただけではなく、愛知県は県警とまで明示して実際に手続きを途中まで進めたわけであるから、当然、少なくとも愛知県警の扱う情報も、かかる異議申立てにおいて対象文書に含めるべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により、本件行政文書を不開示とし、又は本件請求対象文書を作成若しくは取得しておらず不存在であるので不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書に係る不開示決定について

ア 本件行政文書について

本件行政文書は、死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に基づき実施される監察医解剖について、愛知県死因調査実施要領（以下「要領」という。）第 6 の規定に基づき、解剖報告書として提出される文書である。当該文書には、死者の氏名、年齢、性別、死亡場所等のほか、解剖結果、死因、検査成績、外評所見、内景所見等が記載されており、その全てを不開示としたものである。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書には、死亡者の氏名、死亡場所、死亡時の状況、死因、死体の外見の所見、解剖した際の死体の部位ごとの詳細な所見等（以下「死亡者の氏名等」という。）が記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。そして、当該個人については、死者も含まれると解されることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

本件行政文書に記載された死亡者の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。したがって、死亡者の氏名等は、同号ただし書イに該当しない。

また、死亡者の氏名等は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書口にも該当しない。

さらに、死亡者の氏名等が同号ただし書ハ及びニにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、死亡者の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

ウ 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、「当該情報には個人の氏名等が記載されていると推測されるが、その箇所のみ黒塗りにした上で残りの薬物関連の情報を公開することは、個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。実際、監察医制度が現存する東京23区・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市のうち、東京都や大阪府や兵庫県は、当該情報に相当する情報を公開している。」と主張している。

しかしながら、開示・不開示の判断は、それぞれの地方公共団体における条例に基づいて行われるものであるから、他の都府県が開示したからといって、その判断に本県が拘束されるものではない。

(2) 本件請求対象文書に係る不開示（不存在）決定について

ア 本件請求対象文書について

知事は、法第8条第1項の規定に基づき、愛知県内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体（以下「死因不明死体」という。）について検案及び解剖を行うこととされている。

この法律の規定を受けて、前記(1)アで述べたとおり、本県は要領第6により、愛知県死因調査監察医（以下「監察医」という。）が死因不明死体の解剖を完了したときは、その都度、解剖報告書を知事に提出する旨を規定している。

本件開示請求は、知事宛てになされ、請求内容として「中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。」（以下「監察医務結果」という。）と記載されていたことから、知事が管理するもののうち、前記(1)で不開示とした死体解剖報告書以外で「監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くな

っている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ」が記載されたものと解した。また、知事部局において、健康福祉部保健医療局医務国保課以外に監察医務結果を所管する所属等はない。

イ 本件請求対象文書の存否について

本件請求対象文書が存在するとすれば、東京都、大阪府及び兵庫県が作成し、死因、年齢、性別等で分類した解剖件数等を報告した「死因調査統計年報」に類した統計データが考えられる。

しかしながら、法第 8 条第 1 項においては、死体の死因を明らかにする以外のことは求められておらず、他都府県が作成しているような統計データの作成は義務付けられていない。

そして、実施機関では監察医務に係る統計データの作成は行っておらず、法第 8 条第 1 項に基づき実施される監察医解剖について要領第 6 の規定に基づき提出される死体解剖報告書を受理しているのみである。

なお、監察医は、法第 8 条第 1 項及び要領第 5 に基づき、死体解剖報告書とは別に、死因不明死体の遺族等の求めに応じ、死因調査を行い、死体検案書を作成し、知事に提出することとされている。

しかしながら、死体検案は、監察医が死体の外表面を検査して死因、死亡日時等を判断するものであり、死体の血中等の検査は行わないことから、死体検案のみでは死因が薬物によるものかどうかは判明しない。当該検案によっても死因が判明しない場合は、前記アで述べたとおり、法第 8 条第 1 項により、解剖することができる旨規定されているところである。さらに、死体検案書には死体の外表所見は記載されているものの、死体解剖報告書に記載するような監察医務結果を記載する欄は設けられていない。

よって、死体検案書は、本件請求対象文書には該当しない。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不開示（不存在）決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書に係る不開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な

県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

イ 本件行政文書について

本件行政文書は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき実施される監察医解剖について、要領第 6 の規定に基づき解剖報告書として提出される文書である。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

ウ 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

- (イ) 本件行政文書には、死亡者の氏名、死亡場所、死亡時の状況、死因、死体の外見の所見、解剖した際の死体の部位ごとの詳細な所見等が記載されており、その全体が個人に関する情報であって、仮に、氏名等の個人識別部分を除いたとしても、特定の個人に関する機微で私的な情報が記録されており、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。
- (ロ) 本件行政文書は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されたものではないと認められることから、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認めら

れないことから、同号ただし書ロに該当しない。そして、死亡者の氏名等は公務員の職務遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。さらに、本件行政文書の作成に当たっての監察医解剖は、公にすることが特に必要であるものとして実施機関の規則（知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号）第4条）で定める交際費の支出及び需用費のうち飲食に係る経費の支出を伴うものではないことから、同号ただし書ニに該当しない。

- (エ) 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。
- (オ) 異議申立人は、異議申立書及び意見書において、他の地方公共団体の監察医務記録等が公になっている事例を引用し、本件行政文書を開示すべき旨を主張する。

しかしながら、開示又は不開示の判断は、それぞれの地方公共団体における条例に基づいて行われるものであるから、他の地方公共団体が公にしたからといって、その判断に愛知県が拘束されるものではない。

(2) 本件請求対象文書に係る不開示（不存在）決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

イ 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、本件開示請求が知事宛てになされていることから、知事が管理するもののうち、不開示とした本件行政文書である死体解剖報告書以外で「監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果」が記載された文書と解される。

ウ 本件請求対象文書の存否について

- (ア) 実施機関によると、本件請求対象文書が存在するとすれば、死因、年齢、性別等で分類した解剖件数等の統計データが考えられるが、法第8条第1項においては、死体の死因を明らかにする以外のことは求めら

れておらず、他都府県が作成しているような統計データの作成は義務付けられていないとのことである。

以上のことからすれば、監察医務に係る統計データの作成は行っていないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

- (イ) 異議申立人は、意見書において、「特定すべき文書は他に、死体検案調書、死亡診断書、犯罪死体・変死体に司法解剖の結果を記載した鑑定書等が考えられる。」と主張している。

実施機関によると、死体検案は、死体の血中等の検査は行わないことから、死体検案のみでは死因が薬物によるものかどうかは判明せず、また、死体検案書には死体の外表所見は記載されているものの、死体解剖報告書に記載するような監察医務結果を記載する欄は設けられていないとのことである。

当審査会において、実施機関から提出された死体検案書を見分したところ、薬物に関する記述は認められなかった。

よって、死体検案書を本件請求対象文書として特定しなかったとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

- (ウ) 異議申立人は、意見書において、「対象情報の一部を廃棄したと示す情報および保存期間・分類等に関する情報も開示対象に含めたいという情報公開審査を開始していただきたい。」と主張している。

総合文書管理システムにおいて文書が個別に登録された場合には、当該文書の保存期間・分類等が記載された保存文書目録等が作成される。

当審査会において、実施機関に確認したところ、死体解剖報告書については、受理して課内で供覧した後、ファイルにつづるという取扱いをしており、総合文書管理システムに個別に登録していないため、保存文書目録等に死体解剖報告書は記載されていないとのことである。

以上のことからすれば、死体解剖報告書に係る保存文書目録等が作成されず、保存期間・分類等に関する情報及び廃棄したことを示す情報がないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

- (エ) 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、本件開示請求書において、「愛知県の実施機関に関して事案の移送もお願いいたします。」と記載し、また、意見書において、「愛知県警の扱う情報も、かかる異議申立てにおいて対象文書に含めるべきである。」と主張している。

事案の移送については、条例第 14 条で定められており、実施機関が管理する行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができ、事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、開示決定等を行うものである。

当審査会において、実施機関に確認したところ、死体解剖報告書は、実施機関が監察医から取得しており、他の実施機関で作成されたものではなく、愛知県警察本部（以下「県警本部」という。）に事案の移送を行うべき案件に該当しないと判断したとのことである。

また、異議申立人は、本件開示請求を行うに当たり、実施機関や県警本部とやりとりした旨主張しているが、当審査会が事務局職員をして、実施機関職員及び県警本部の情報公開受付窓口職員に確認させたところ、異議申立人が主張するやりとりの事実は確認できなかった。

以上のことからすれば、事案の移送を行わなかったとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性及び本件請求対象文書が不存在であることについては、前記(1)ウ及び(2)ウにおいて述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県の全ての実施機関が保有している情報のうち、監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。（ただし、死体解剖報告書を除く。）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.11.14	諮問
26.12.26	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 1. 6	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 5. 29 (第458回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27.11.25 (第474回審査会)	審議
28. 3. 7 (第483回審査会)	審議
28. 5. 13	答申